

環政総第109号

環地総第120号

平成13年4月2日

環境省総合環境政策局長

環境省地球環境局長

地球環境保全等に係る試験研究関係経費の一括
計上に係る基本方針について

地球環境保全等に関する試験研究関係経費の一括計上に
ついて、別紙のとおり基本方針を定めたので通知する。

地球環境保全等に関する試験研究関係経費の一括計上に係る基本方針

地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下、「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の試験研究機関の経費並びに関係行政機関の試験研究委託費に係る予算のうち、環境省に一括計上すべきものについては、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、下記の基本方針により取り扱うものとする。

記

第1 予算の取り扱い方針

1 一括計上の対象とする経費

- (1) 一括計上の対象とする経費は、関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費のうち、地球環境保全等を主たる目的とするものとする。
- (2) 前号の経費には、次のものは含まないものとする。
 - ① 大学及びその附属試験研究機関の所管に係るもの。
 - ② 関係行政機関の試験研究機関の地球環境保全等に関する経費のうち、人件費及び人当研究費等の試験研究機関の経常的な運営に必要なもの。
 - ③ 関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費のうち、地球環境保全等に関する経費のみを分離することが困難で、かつ地球環境保全等の経費の割合の小さいもの。

2 一括計上する予算の取り扱い

- (1) 前項の経費については、関係行政機関は、財政法第17条第2項に規定する予算の見積りに関する書類の原案を作成し、環境省に提出するものとする。
- (2) 環境省においては、前号により提出された原案につき審議し、所要の調整を行い、経費の見積り及び配分計画に関する決定を行うものとする。
- (3) 前項の経費についての財政法第17条第2項の予算の見積りに関する書類は、財務省に送付し、この経費に係る予算についての財務省に対する事務手続は、環境省が行うものとする。

- (4) 前項の経費に係る予算が成立し、その配賦をうけ、これを使用する場合には、目の区分に従い財政法第 22 条の規定により定められる予算総則の規定に基づいて関係行政機関にこれを移し替えるものとする。

第 2 試験研究の取り扱い方針

1 一括計上の対象とする試験研究

一括計上の対象とする試験研究は、

- (1) 人の活動が環境に及ぼす影響の把握、影響発現のメカニズムの解明
- (2) 環境の変化が人の健康及び生態系等に及ぼす影響の把握、影響発現のメカニズムの解明
- (3) 環境影響評価システム、環境管理システムの開発
- (4) 環境保全に資する対策技術の開発
- (5) 監視測定技術の開発

等の地球環境保全等に関する分野について、当面する問題への対応のみならず、長期的視野に立った対策推進の基礎を確保するための試験研究であって、緊急性、規模等からして経常的な試験研究の範囲内では実施困難なものとする。

2 研究計画の作成

試験研究については、その成果を逐次行政施策及び他の試験研究計画に反映させ得るよう課題ごとに、各年度ごとの具体的達成目標、実施方法及び必要経費等を内容とした研究計画の作成を行うものとする。

なお、継続実施の試験研究については、毎年度、計画の再検討を行い、必要に応じて研究計画の短縮を図るものとする。

3 試験研究の重点的強化

地球環境保全等に係る試験研究の重要性にかんがみ、特に、環境行政上、関連する試験研究の重点的強化を図る必要がある事項については、年度ごとに別途これを定めるものとする。

4 試験研究の総合的推進

試験研究課題間の有機的連携を密にし、その目的指向性を一層強化するため、関連する試験研究を総合的に推進する総合研究プロジェクトを編成し、試験研究

の効率化を図ることとするが、総合研究プロジェクトの予定課題は、年度ごとに別途これを定めるものとする。